

令和2年度 アイドリングストップ支援機器導入促進助成について
(全日本トラック協会)

1. 対象事業者 会費未納がない会員事業者とする。
2. 助成対象機器 令和2年4月1日～令和3年3月12日までに新規で導入した、次の(1)～(2)に掲げるもの。
 - (1) エアヒータ
 - (2) 車載用バッテリー式冷房装置※別紙、助成対象機器一覧を参照。
3. 申請受付期間 令和2年6月1日～令和3年3月12日必着
※但し、当該年度の予算に達した時点で申請受付を予告なく終了する。
4. 申請方法 以下の書類一式を提出すること。

(全てA4サイズで作成)

 - (1) 令和2年度アイドリングストップ支援機器導入促進助成実績報告書
 - (2) アイドリングストップ支援機器導入一覧表
 - (3) 機器単価の記載がある請求書のコピー
※リースの場合は、機器単価の記載がある見積書のコピー
 - (4) 領収書・インターネットバンキングの振込結果等のコピー
※リースの場合は、リース契約書のコピー
※割賦の場合は、割賦販売契約書のコピー
5. 助成金額 機器の価格(消費税を除く)の1/2として、上限6万円。
※但し、国からの補助金が交付された機器に対しては交付しない。
6. その他 機器の処分制限期間は6年とする。